

令和5（2023）年4月28日開催

令和5年度
柏崎市農業委員会第35回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第35回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年4月28日（金）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第2号 農地法第5条許可申請について
議第3号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後4時

山崎事務局長

ただ今から第35回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎局長代理

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は24人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、8番 笹川 宏委員、12番 小俣 立史委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、畑、256 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 2 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 茨目三丁目地内、畑、71 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、当初計画者が駐車場として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が一般個人住宅敷地の一部として利用するものです。議第 2 号 第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 1 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、畑、256 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

議第 1 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 茨目三丁目地内、6 筆、畑、計 538 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

議第 1 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 3 新橋地内、畑、112 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の隣接地に自宅があり、申請地を家庭菜園兼庭として利用する計画となっています。

申請番号 4 安田地内、畑、317 m²。倉庫。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は自社工場の物品保管用倉庫の建設を計画しております。敷地の所有者は同法人の代表取締役であり、申請地を法人に貸し渡す予定となっています。

申請番号 5 松波二丁目地内、5 筆、畑、計 2,772 m²。資材置場。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は業務量の増加に伴い、資材置場が不足していることから申請地を利用する計画となっています。

申請番号 6 中田地内、2 筆、畑、167 m²。ガス管、トラス橋塗装工事に伴う仮設事務所、資材置場、駐車場のための一時転用。第 2 種でございます。

続きまして、議案書 3 ページを御覧ください。

申請番号 7 旧広田地内、2 筆、田、74.1 m²。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 2 種でございます。

申請番号 8 旧広田地内、畑、236.23 m²。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 2 種でございます。

申請番号 9 旧広田地内、2 筆、畑、計 1,080.01 m²。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 2 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 3 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）の設定。3、権利の開始日、令和 5（2023）年 5 月 20 日。4、権利の設定期間、3 年・5 年・6 年・9 年・10 年・11 年。5、対象農地の面積、田、879 筆、1,204,377.86 m²。畑、42 筆、13,763.21 m²。その他、5 筆、478.00 m²。計、926 筆、1,218,619.07 m²。6、関係人の数、受人 68 人、渡人 306 人、転貸人 1 人（新潟県農林公社）。7、実施地区、柏崎市。8、公告年月日、令和 5（2023）年 5 月 19 日。9、農用地利用集積計画の明細は別紙明細書のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等の修正について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等の修正について、御説明申し上げます。

議案書 77 ページを御覧ください。

令和 5 年度最適化活動の目標の設定等につきましては、農林水産省及び新潟県からその決定は 3 月末までにすべきとされていたことから、この中の「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、2 月末までの実績で設定して、3 月の総会で決定をいただいたところです。

しかし、今般、皆様から 3 月末に御提出いただいた活動記録簿を集計し、令和 4 年度の実績を見ると、平均の日数が 12.3 日となりました。農林水産省経営局は、この活動日数の目標については「前年度の実績以上を活動目標として設定する」としていること、また、この点についての新潟県農業会議からの指摘もあり、本日、令和 5 年度の「1 人当たりの活動日数」を月 11 日から月 13 日に修正したいとするものです。

昨年度の実績に基づく日数目標でありますので、今年度も同様な活動をお願い申し上げます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

本案件につきましては、推進委員の皆様にも質疑、決定に加わっていただきたいと思えます。

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

議長としてではなく、会長として意見させていただきます。

実績に基づいて設定したとのことですが、今後、負担にならないように考えていかなければなりませんので、その辺は考慮願います。

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

閉会 午後4時35分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____